

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 訴えの追加的併合請求控訴事件

国側当事者・国(東京国税局長)

令和4年4月14日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年10月8日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-24))

判 決

控訴人	X
同訴訟代理人弁護士	村田 敏
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	東京国税局長 市川 健太
同指定代理人	江原 謙一
同	濱辺 希
同	若狭 圭悟
同	宍道 浩介
同	三島 雅之

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 東京国税局長が平成31年3月6日付けで控訴人に対してした原判決別紙1債権目録記載の債権の差押処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、東京国税局長(以下「本件局長」という。)が、原判決別紙2-1租税債権目録(1)記載の滞納国税(以下「本件滞納国税」という。)を徴収するため、原判決別紙1債権目録記載の債権(以下「本件債権」という。)を有する控訴人に対し、平成31年3月6日付けで本件債権の差押処分(以下「本件差押処分」という。)をしたところ、控訴人が、本件滞納国税の徴収権は時効により消滅したものであるから、本件差押処分は違法であるとして、その取消しを求める事案である。

原審は控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

- 2 関係法令、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3(2頁6行目から12頁6

行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁2行目の「承継前国税1ないし7」を「承継前滞納国税1ないし9」に改める。

(2) 原判決12頁3行目の次に改行して次のとおり加え、4行目の「ウ」を「エ」に改める。

「ウ さらに、国税通則法73条1項4号所定の督促は、支払の督促を意味する点では民法の催告と内容、性質が同一であるから、一般人が国税通則法73条の督促を民法の催告と同一に考え、同法153条が準用される結果、6か月以内に裁判上の請求等をしなければ時効は中断せず、同請求等の手続がとられずに6か月を過ぎると国税債権は時効により消滅すると判断する可能性を否定し難く、本件については、租税法律主義(憲法84条)の主たる内容と解されている「疑わしきは国庫の不利益に」という法原則からの要請として、同号所定の督促の時効中断効を認めるべきではなく、民法の催告の中断効規定を優先して適用すべきである。そして、本件滞納国税は、国税通則法73条1項4号の督促後6か月以内に裁判上の請求手続がとられなかったことが記録上明らかであるから、既に時効消滅したものと解すべきである。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4(12頁8行目から17頁24行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決16頁15行目の「旨」の次に次のとおり加える。

「、③国税通則法73条1項4号所定の督促は、支払の督促を意味する点では民法の催告と内容、性質が同一であるから、一般人が国税通則法73条の督促を民法の催告と同一に考え、同法153条が準用される結果、6か月以内に裁判上の請求等をしなければ時効は中断せず、同請求等の手続がとられずに6か月を過ぎると国税債権は時効により消滅すると判断する可能性を否定し難く、本件については、租税法律主義(憲法84条)の主たる内容である「疑わしきは国庫の不利益に」という法原則からの要請として、同号所定の督促の時効中断効を認めるべきではなく、民法の催告の中断効規定を優先して適用すべきであり、本件滞納国税は時効消滅している旨」

(2) 原判決17頁21行目の次に改行して次のとおり加える。

「 さらに、上記説示のとおり、国税通則法73条1項柱書き及び同項4号により、同号所定の督促の処分に係る部分の国税の徴収権の時効は、その処分の効力が生じた時に中断し、同号に掲げる期間を経過した時から更に進行する旨が定められていることは明らかであり、同号所定の督促による時効の中断の効力は明確に法定されている。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 渡部 勇次

裁判官 鈴木 尚久

裁判官 湯川 克彦